

平成20年 3月26日

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請
に対する処分について（株）遠賀タクシー

平成19年10月26日付けで申請のありました下記の運賃及び料金変更認可申請につきまして、本日付けで認可しましたのでお知らせ致します。

1. 申請者の概要

名称：株式会社 遠賀タクシー

代表取締役：木原 圭介

住所：福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀470番地

営業区域：北九州交通圏（北九州市、中間市、遠賀郡）

車両数：特大車3両、普通車（小型車）40両

既認可運賃：平成18年4月14日認可（運賃改定前下限運賃（小型車）
距離制運賃

初乗：1.6kmまで530円、加算：405mまで80円

時間制運賃

初乗：30分まで1600円、加算：15分増すごとに800円

2. 運賃及び料金変更認可の概要

①認可運賃（申請運賃と同じ）

（普通車）

初乗 15分または5kmまで 800円

加算 15分または6km増すごとに 800円

②認可の期限

この運賃の実施期間は認可日から1年間とする。

③認可の条件

（1）運送の引受けは営業所のみとし、流し、駅待ち及び辻待ちでの運送の引受けは行わないこと。

（2）運送の申し込み時には、利用者に本認可運賃とタクシー運賃の相違や特徴の説明を徹底し、利用者の理解を得た上で運送の引受けを行うこと。



- (3) 本認可運賃の適用開始前に、利用者に不利益が生じないように本認可運賃とタクシー運賃の相違や特徴について周知を行うこと。
- (4) 運賃の收受は専用の運賃メーター器により行うこと。
- (5) 同一車両で本認可運賃とタクシー運賃の併用を行わないこと。
- (6) 運送の申し込みに際して旅客に不当な差別的取扱いを行わないこと。
- (7) 運転者の労働条件を悪化させないこと。
- (8) 事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（国土交通省告示第千六百七十五号）に抵触しないこと。
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る法令に抵触しないこと。
- (10) 実施期間において道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条に基づき当局が定める報告書を毎月ごとにとりまとめ、翌月の15日までに当局あてに提出すること。
- (11) 上記(1)～(10)の条件に違反した場合は認可を取消すことがある。

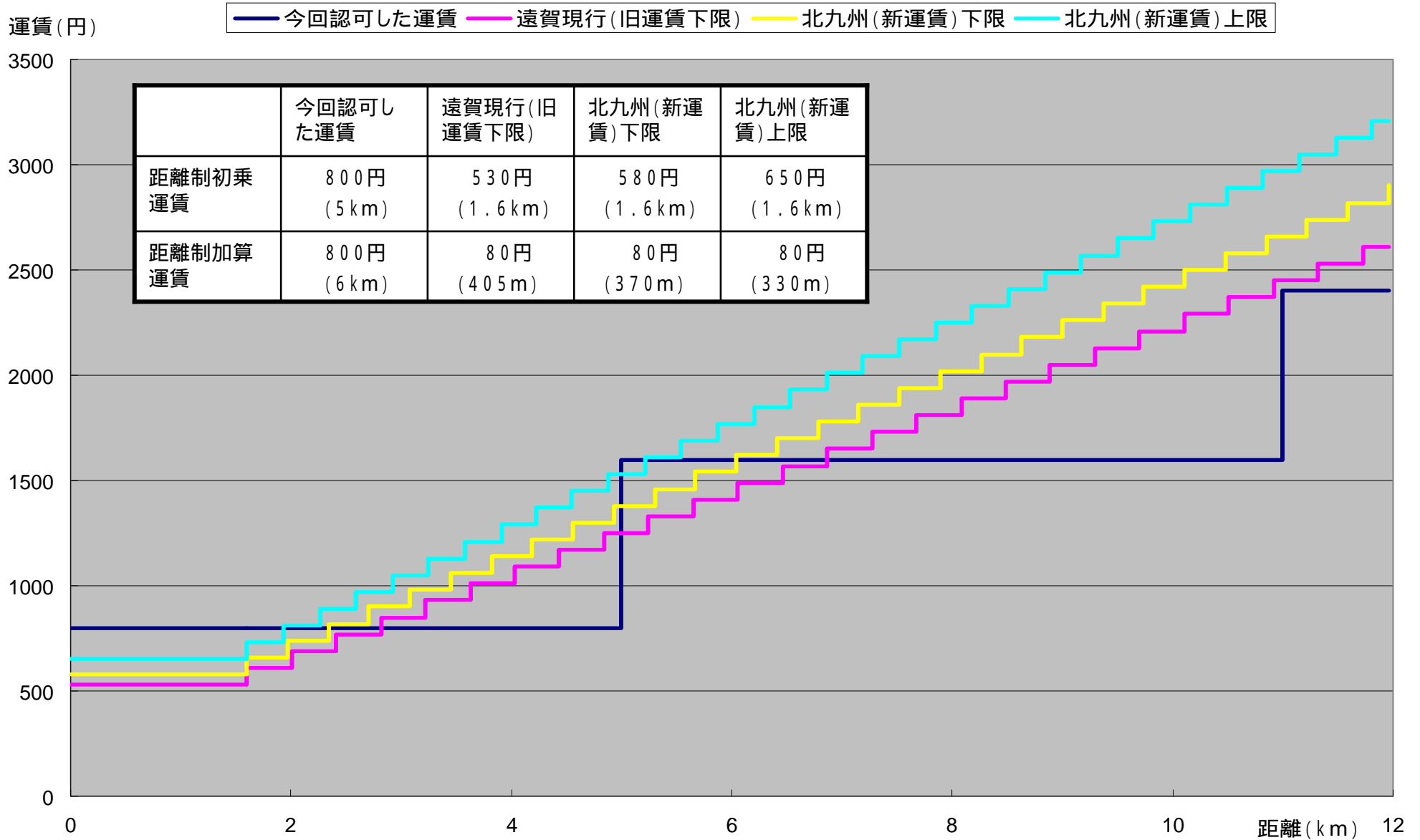
④ 審査の概要

本申請は、運賃単価を引き下げて利用者に対して低廉なサービスを提供し、経営努力及び輸送力の増加により収支を償うものである。

当局としては、経営の効率化や需要の伸びについても、直近の実績を基に一定程度の効果を見込むことができ、総合的に収支を相償わせることが可能であると判断したことから認可したものである。

＜本件に対するお問い合わせ先＞
九州運輸局自動車交通部旅客第二課
担当：宮寄、國村、阿部
TEL：092（472）2527

今回認可した運賃と従来型運賃の比較 (距離を基準とした場合)



今回認可した運賃と従来型運賃の比較 (時間を基準とした場合)

